

お知らせ

平成 29 年度から 『こども食堂』の 運営（利用）方法が変わります

社協こども食堂にご理解いただきましてありがとうございます。

子どもの貧困対策の一つとして試行実施してきました本事業ですが、新年度から子どもの貧困対策の『支援機能』をより強め、『こども食堂』と『子育て相談、生活相談等』とセットで運営することになりました。

つきましては現在の形での申込が出来なくなり、民生委員（主任児童委員）、社協支部、市役所子育て関係課・生活福祉関係課で**紹介された方のみ**の利用となります。

現在ご利用中の方で、生活相談がありましたら子育て支援課、地域福祉課（笠岡市生活総合支援センター）等と連携した支援をいたしますので、社協職員までご相談ください。またお知り合いの方で生活に困られている方がおられましたらご紹介ください。

3月までのご協力、誠にありがとうございました。

皆さま方のご理解を何卒よろしくお願いします。

（大要）

①貧困家庭等で、子育て支援課、地域福祉課、民生委員・主任児童委員、社協支部役員等の紹介があった方を対象に食事の提供と相談支援をあわせておこなっていきます。

（一般受付はおこないません）

②新年度の開催は 5 月からとなります。

生活関連の代表的な相談機関の紹介

＜生活（お金等）に関する総合的な相談機関＞

①笠岡市生活総合支援センター（福祉事務所：中央公民館内）（電話 69－2015）

※お金・引きこもり等の相談の総合窓口になります＜平成 27 年度から開設＞

②生活保護などの相談（福祉事務所：中央公民館内）（電話 69－2318）

③ひとり親家庭の相談（子育て支援課：中央公民館内）（電話 69－2132）

（課名は平成28年度末のものです）